

西和賀町 教職員
働き方改革プラン
(2023~2027)

令和6年2月

西和賀町教育委員会

1 はじめに

学校は、今大きな教育改革の流れの中にいます。学習指導要領では予測困難な社会を生き抜いて未来の創り手となる子供たちに必要な資質・能力を三つの柱に整理し、それを育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を求められています。また「令和の日本型学校教育」に係る中央審議会答申においては、価値の多様化や情報の急速な視点等の今日的課題を踏まえ「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が大切であるとされました。

このような課題を克服し、児童生徒が未来の社会を創造する主体者として育てるためには、学校の全ての教職員が、授業準備と実践、教育環境の整備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

こうした状況を踏まえ、本町においても今後5年間、「学校における働き方改革『岩手県教職員働き方改革プラン』」に準じ、西和賀町教育委員会（以下「町教委」という。）として、「西和賀町教職員働き方改革プラン」（以下「改革プラン」という。）を策定し、実効性のある取組に向け、学校との連携を図っていく必要があります。

2 岩手県及び本町の働き方改革に関わる状況

岩手県教育委員会（以下「県教委」という。）では、平成30年6月に「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、3年間の取組期間において

- ①業務の充実感や、健康面での安心感の向上
- ②長時間勤務者の割合の削減

に重点適に取り組んでできました。その後に改訂された2021～2023プラン（令和3年4月）では前3年間の取組を評価を資料【表1・2】に基づいて、以下のように評価（概略）しています。

【表1：業務の充実感や、健康面での安心感に係る結果】



(1) 引き続き14日以上療養した教職員（単位：人）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県立学校	136	103	123	114
市町村立学校	167	158	189	203
県教委事務局	6	6	10	2
全体	309	267	322	319

(2) (1)のうち精神疾患の者（単位：人）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県立学校	48 (35.3%)	38 (36.9%)	36 (29.3%)	39 (34.2%)
市町村立学校	74 (44.3%)	70 (44.3%)	76 (40.2%)	104 (51.2%)
県教委事務局	2 (33.3%)	1 (16.7%)	3 (30.0%)	1 (50.0%)
全体	124 (40.1%)	109 (40.8%)	115 (35.7%)	144 (45.1%)

※ 括弧内は、(1)の人数に占める割合

○評価

- ・教職員のアンケートの調査結果から、「授業への集中度」、「健康への実感」の項目等において肯定的実感の向上がみられる。
- ・表のとおり目標値の達成には至らなかったが、近い水準まで減少してきている。

【表2：長時間勤務者の割合の削減】

時間外在校等時間		H30年度	R1年度	R2年度
月80時間以上	目標	6.2	4.3	3.0
	実績	9.6	8.8	3.5(※)
うち 月100時間以上	目標	2.4	0.0	0.0
	実績	4.8	4.1	0.3(※)

※ 令和2年度は、第3四半期までの実績

【表3：長時間勤務者の割合の削減推移】

【時間外在校等時間が月80時間以上の教員の割合の推移】

(単位：%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
H28	10.6	22.0	9.2	12.5	7.1	7.6	13.5	6.4	8.5	6.1	2.7	5.9	9.3
H29	9.4	19.4	8.9	11.8	7.9	7.8	13.4	5.4	7.5	5.9	2.4	5.8	8.8
H30	8.7	17.0	8.0	8.8	9.6	12.4	18.1	7.4	8.1	6.6	2.5	7.9	9.6
R1	13.9	23.0	10.8	12.1	8.0	8.1	12.7	6.0	3.7	4.4	2.1	0.2	8.8
R2	1.2	2.2	2.2	6.1	3.3	3.3	9.6	1.8	1.5				3.5

【時間外在校等時間が月100時間以上の教員の割合の推移】

(単位：%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
H28	5.7	14.0	5.0	8.2	3.6	3.8	9.0	2.8	4.8	3.5	1.3	3.4	5.4
H29	4.8	12.3	4.0	7.0	4.0	4.0	7.1	2.9	3.8	3.3	1.0	2.7	4.7
H30	3.8	9.6	3.9	5.0	5.0	6.4	9.4	2.8	4.1	2.6	1.1	4.2	4.8
R1	6.3	13.2	4.4	5.7	4.0	4.0	5.8	1.6	1.5	1.6	0.4	0.1	4.1
R2	0.2	0.1	0.3	0.6	0.1	0.2	0.7	0.0	0.1				0.3

備考1 平成30年7月までは、例年と同水準又は減少傾向で推移していたが、同年8月に全県立学校にタイムカードを導入したことにより、在校等時間のより正確な把握が進み、割合が増加。

備考2 令和元年8月から（網掛け部分）は、タイムカードの導入後という同一条件で前年度比較を行うことが可能となったが、ここからは減少傾向に転じている。

備考3 令和2年3月に、過去最低にまで割合が減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症対策としての部活動の禁止、各種研修・会議・行事等の見直しが大きく影響している。

本町においては、現在まで町教委の「改革プラン」の作成はしなかったものの、次のような取組等を通してより良い働き方の環境の整備に努めてきました。

○教職員を支える人的配置

- ・特別支援教育支援員の複数配置や心の教室相談員の配置
- ・部活動指導員の配置等

○授業等本来の活動に集中できる環境整備及び時間外在校等時間の削減

- ・校務支援システムの導入による時間管理
- ・給食費の公会計化
- ・タブレット端末とWi-Fi環境整備や空調設備のいち早い対応等

このような環境下における各役職の時間外在校等時間の状況は次のとおりである。

【表4】 令和4年度における本町勤務教職員の平均時間外在校時間

役職\月	4	5	6	7	小計	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
校長	21	27	24	22	94	8	22	24	26	18	13	19	15	239
副校長	63	52	60	43	218	24	47	49	50	36	33	46	48	551
教諭	30	30	34	29	123	13	30	32	30	25	14	20	23	310
養教	29	21	28	22	100	14	25	22	21	16	16	24	19	259
事務	12	10	15	9	46	4	14	12	11	9	7	11	19	133

令和5年度

役職\月	4	5	6	7	小計
校長	26	31	29	19	106
副校長	59	59	60	39	216
教諭	33	34	33	28	128
養教	29	24	31	24	108
事務	21	14	16	11	62

※この集計表は、校務支援システムに記録されたデータに基づいている

※背景が赤のセルは今期県教委が定めるプランの指標である月45時間を超えた月、年360時間を超えた場合である

○評価（【表4】より）

- ・副校長職以外の役職においては、概ね目標の時間内にある。今後は、副校長職の時間外を減らすための方策を考える必要があります。
- ・平均的には基準内にあるもの、中には時間外在校等時間が100時間に近づく教員もいます。校内における分掌の見直しや産業医との相談やと適切な指導を受け、改善を図る必要があります。

3 改革プランの策定にあたって

今年度は、常設する全ての中学校の部に部活動指導員を配置するとともに、岩手県の「地域スポーツクラブ体制整備事業」を活用し、休日は部活動に関わることを可能な限り少なくし、心身の健康改善（余暇を楽しむ時間確保）と授業力向上の時間の確保（授業の教材研究に集中できる環境作り）のために「休日部活動の地域移行」の推進に努めてきました。

今後は、現行の働き方の改善につながる取組等を整理し、

- A 時間外在校等時間の短縮
- B 教職員の働きがいを育む職場環境作り

の2つを目標にすえ、組織的に計画的に実践できるよう「改革プラン」を作成し、本町の教職員がより良い環境で職務に専念できる環境の整備を行うと共に、教職員自らが積極的に学校経営に参画できるよう取組を推進します。

4 プランの性格

(1) 趣旨

- ・「改革プラン」は、西和賀町立小・中学校の働き方改革を進めるため、町教委が策定し、各学校の取組を促すものです。
- ・本プランについては、今後の国や岩手県の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを図るものです。

(2) 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるという使命に向け、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を進めます。
- 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、家庭、地域等を含めた全ての関係者が組織的に課題解決に向けて取組を進めます。

5 教育委員会及び学校の役割

(1) 町教委の役割

- 小・中学校における働き方改革を進めるために学校を取り巻く現状を把握、分析し「改革プラン」を策定するとともに、学校の実情に応じた取組や支援を行います。また、関係する機関についても周知と理解を図ります。
- 「安全衛生推進会議」（以下「推進会議」）を定期的開催し、取組の共通認識を図ります。

(2) 学校の役割

- 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。
- 「安全衛生推進委員会」（以下「推進委員会」）を定期的に行い、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

6 「改革プラン」の期間及び目標と指標

(1) 期間

- 「改革プラン」に掲げる取組を着実に進め検証と改善を図るため、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

(2) 目標と指標

目標A 教育職員の時間外在校勤務時間の短縮を

1か月で45時間以内、1年間で360時間以内

とする。学校閉庁日の実施、定時退勤日の設定、部活動休養日の完全実施等を推進できる環境を目指します。

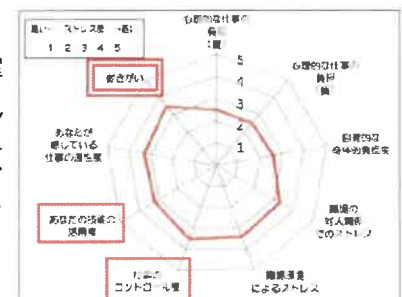
目標B 教職員の働きがいを育む職場環境作りを

岩手県予防医学協会の「ストレスチェック等」調査結果「3」以上

とする。「働きがい」、「仕事のコントロール度」、「仕事の適正度」、「同僚・上司の支援」等を指標として、改善の取組を推進していきます。

(3) 推進体制と取組の検証・改善

町教委は、「推進会議」を開催し、学校の校務分掌に位置づけられている「推進委員会」の取組を検証します。これら検証結果並びに国及び岩手県の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行います。



7 具体的な取組

下記の【概要】は平成31年3月18日付け文部科学事務次官通知で「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」の通知であり、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組を呼びかけたものです。

【概要】

ア 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組、適正な勤務時間の徹底、労働安全衛生管理の徹底、研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等

イ 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

これまで学校が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方に基づく、役割分担・適正化のために必要な取組の実施等

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 昼下校に関する対応	⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩ 授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③ 学校徴収金の徴収・管理	⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪ 学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑧ 部活動(部活動指導員等)	⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・変更は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬ 進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

ウ 学校の組織運営体制の在り方

業務効率化や校務分掌の在り方の適時柔軟な見直しなど、教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援等

エ 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

上記の【概要】に基づき、町教委及び学校は今までの取組を整理し、地域や各学校の実情を踏まえ、優先項目を決めて取組を行います。

取組1 教育委員会による学校サポート体制

(1) 調査業務等の見直し(A)

- ・町教委は、教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査についての項目内容、数の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいきます。
- ・町教委は、各種届出や報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進めます。
- ・民間団体等からの様々な募集や参加依頼・配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の周知を行います。

- (2) メンタルヘルス対策の推進 (B)
 - ・町教委は、メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックや面接指導を受けることができる体制の整備に向け検討します。
- (3) 生徒指導上の諸問題に直面した際のサポート体制の充実 (B)
 - ・町教委は、生徒指導上の諸問題や学校だけでは解決が困難な事案等が発生した場合は相談体制を整備するとともに、校長会議や生徒指導主事会議及び教育支援委員会など普段から児童生徒の状況把握に努めるものとします。
- (4) 部活動における教職員の負担の軽減 (A)
 - ・町教委及び学校は、部活動指導に関わっている教職員の負担の軽減を図るため、部活動休養日等に準じた取組について理解の促進を図ります。(詳細は「取組4」)
- (5) 学校集金の口座引き去り、学校給食費の公会計化 (B)
 - ・町教委は、教職員の業務負担軽減のために令和4年度から「給食費の公会計化」を実施しています。
 - ・その他の学校徴収金についても、教職員の負担軽減に向けた取組の先行事例を収集し検討します。

取組2 業務に専念できる環境の整備(人的支援)

- (1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の派遣等 (B)
 - ① 県教委によるスクールカウンセラーの派遣支援の活用(小中での連携)
 - ② 学校への特別支援教育支援員、心の教室相談員等の配置
 - ③ 県に対するスクールサポートスタッフの積極的要請
- (2) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 (B)
 - ① 学校支援地域本部コーディネーターの配置
 - 町教委、学校は保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」制度を有効に活用するとともに、地域における「教育振興運動」と関連し、地域の実情に応じた効果的な活動を促します。
- (3) 登校時における人的支援 (A)
 - ① スクールガードリーダーの配置

取組3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- (1) 教員の意識改革の促進
 - ① 「安全推進会議」の開催 (A・B)
 - 町教委は各校の校長を構成員とした「安全推進会議」を年2回(1学期、2学期)開催し各校の取組と進捗状況を交流し職場における働き方の改善に努める場とします。
 - ② 学校経営要項への位置づけ (A・B)

各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むほか、「推進委員会」を開催し教職員の健幸の保持増進に努めます。また、「勤務状況確認シート」等を活用した管理職面談等で時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進など、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントについてを話題とします。

※1カ月当たりの勤務時間外在校時間が45時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を随時協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

(2) 定時退勤日等の設定（A）

月2回以上の「定時退勤日」（例えば「家庭の日」（給与・手当支給日）、「部活動休養日」）、「消灯時間の設定」等学校の実情に応じた取組や「時間外勤務等縮減強調週間」の設定等に努めるなど、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進めます。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定（A）

教員の心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。

【学校閉庁日】

①実施目的

- ・職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

②設定期間

- ・8月15日前後の特定の3日間に設定します。
- ・年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日）は学校閉庁日です。
- ・5月ゴールデンウィーク等国民の休日が連続する期間の検討を行います。

③サービス上の取扱等

- ・年次休暇、夏季休暇（特別休暇）等となります
- ・休暇取得を強制ではなく出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要となります。

④保護者への周知

- ・町教委が各学校を通して、保護者にお知らせします。
※教職員の働き方について理解を図る文書を作成し配布

(4) 勤務時間を把握する仕組み（A）

- ・教職員の勤務時間を把握する方法は校務支援システムを活用します。学校では出勤時、退勤時にシステムのオン・オフの呼びかけを行います。

(5) 管理職員のマネジメント研修への参加促進（A・B）

- ・町教委は、学校における業務改善を図っていくために、校長をはじめとした管理職員のマネジメント能力の向上を目的とした町教委が実施する研修への参加を促します。

取組4 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施（A）

町教委では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図ると共に、教職員が健康でやりがいをもって勤務してできるようにするために、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めることが大事になります。

【部活動指導にかかわる負担の軽減の方策】

①部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たりの休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は原則、活動に参加しないこととする。参加した場合は、休養日を他の日に振り返る。）こと。
- ・学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、可能な限り休養日とするよう努めること。

②部活動の活動時間

- ・1日の部活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末含む。）は3時間程度とすること。

※上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「西和賀町部活動の方針」による。

(2) 複数顧問及び部活動指導員の効果的な活用（A）

交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を進めます。

①常設部における部活動指導員等の配置

- ・特設部に対する配置も今後検討を重ねる。

②常設部における複数顧問の配置努力

(3) 各学校の状況に応じた適正な部活動数と活動機会の創出等

①生徒数に応じた適正な部活動数の維持と育成会との連携

- ・毎年、保護者との活動に係る共通認識を図る。
- ・町教委と連携した働き方改革と部活動についての保護者への説明。

②学校を支える支援

- ・スクールバスの適切な活用。

8 保護者・地域社会の理解促進のための普及啓発

児童生徒に対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければなりません。その基礎となるのは

「信頼関係や共通の認識」

であり、学校における働き方改革の取組・意義について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。今後、学校における働き方改革を進める中で、行事の精選や教育活動の見直し、勤務時間外の対応、部活動の在り方等、これまでの対応から変更が生じることに對して保護者や地域の方々に理解を得て

いくことが必要です。

そのために町教委として、町立小中学校における教職員の働き方改革の取組を広く町民に周知を図るとともに、PTA 連合会等と連携しながら、関係団体に向けて理解と協力をいただくために啓発活動を進めていきます。

各学校においても、保護者や地域住民に対し、機会を捉えて「働き方改革」の趣旨を正しく、丁寧に伝えて進めて行くことが重要です。 【参考】

《保護者・地域の皆さまへ》 ～学校の働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします～

いま、社会全体で働き方改革が進められていますが、学校の働き方改革は特に待たなしの状況です。

皆さまのお住まいの地域の学校は、毎日どのような御様子でしょうか。

朝は子供たちが登校する前の7時すぎから子供たちを迎えるための準備を始め、夜は職員室の明かりが20時前までついていて、土日もグラウンドや体育館で部活動をやっている、これは全国の小・中学校の平均的な姿です。

一人一人の子供たちと丁寧に向き合いたいという思いから、毎日時間に追われて働いているため、先生は他の職業と比べてストレスが高いというデータもあります。

「そのくらいなら、自分の方が働いている!」「忙しいのは先生だけみたいなこと言わないで!」。皆さまから、そんな声が聞こえてくるかもしれません。

ですが、働き方改革が必要なのは先生を楽にするためではありません。学校が、子供たちの未来に直結する場所だからです。

御存じのとおり、これから大きく社会が変わろうとしています。今でもパソコンやスマホ、外国人との仕事や交流など、私たちが子供だったときとは、取り巻く環境が違ってきています。学校は、子供たち一人一人がそんな未来をたくましく生き抜く力を身に付ける場所でなくてはなりません。

きちんと文章が理解できる力、答えのない問題に対し、自分で考え、仲間と協力して取り組む力、知らない人に自分の意見を正確に伝える力、そして英語やプログラミングなど、しっかり子供たちに身に付けさせなくてはなりません。

学校の働き方改革は、これまでの先生の働き方を見直し、毎日元気に子供たちの前に立って未来につながる力を育む教育を行うために必要なものなのです。先生には、授業やその準備をはじめとした先生にしかできない教育活動に全力投球していただきますよう。

お住まいの地域の学校でも、これから『朝の登校時間を改める』『夜は学校も留守番電話を設置する』『部活動の時間を見直す』『子供の補導時は基本的に保護者に対応いただく』といった取組が始まります。

こうした中、地域全体で子供たちによりよい教育環境を実現するため、学校・家庭・地域が教育目標を共有し、それぞれ何ができるか考え、連携・分担することが重要です。例えば、保護者や地域の方々などがサポート・スタッフや部活動指導員、ボランティアとして学校に参加する、土日の地域行事や登下校時の見守り、夜間の見回り等は地域が主体的に担うといった取組をこれまで以上に進めていただくことも考えられます。特に、PTAに期待される役割は大きく、学校や地域との役割分担を話し合い、共通理解を得ながら、活動を充実することが大切です。

未来を担うのは子供たちです。子供たちのために我々みんなで取り組んでまいりましょう。子供たちの教育をますます良くする、そのための学校の働き方改革にご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

平成31年(2019年)3月18日
文部科学大臣 柴山昌彦

9 おわりに

繰り返しになりますが、この取組は教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することで、学校教育の質の向上につなげるためです。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基盤は信頼関係や共通認識であり、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらうことが重要になります。

改革プランに沿った活動を積極的に推進すると共に見直しを図りながら、保護者・町民が児童生徒の活躍を笑顔で見守り、教職員がやりがいを持ち、職務に専念できる「西和賀の教育」の充実を推進していきましょう。